

居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)

居宅介護支援事業所は、介護支援専門員（ケアマネジャー）を配置し介護保険サービスを受ける要介護と認定された方が適切かつ効果的にサービスが受けられるよう、介護サービス計画（ケアプラン）を立てたり、介護サービス提供者や事業所とサービスを受けるお客様やご家族との連絡調整を行います。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

職員配置	担当
高瀬輝美	管理者 主任介護支援専門員（介護福祉士）
金澤由香子	介護支援専門員（介護福祉士・社会福祉士）
目時紀代子	介護支援専門員（介護福祉士）

サービス利用までの手順

1. **申請する** 本人または家族が市介護保険担当窓口等で「要介護認定」の申請を行います

↓（ケアマネジャー等による代行申請も可）

2. **心身の状態を調査します**

↓（訪問調査 調査員が本人や家族から聞き取り調査が行われます）

↓（主治医意見書 鹿角市の依頼を受けて、主治医による意見書が作成されます）

3. **認定審査会**

↓（審査・判定 訪問調査の結果や主治医の意見書をもとに、どのくらい介護が必要かなどを審査・判定されます）

↓（認定 要介護度の認定を行い、本人に通知されます）

4. **ケアプランを作ります**

↓（ケアマネジャーと相談して、本人の希望や状態に応じた介護サービス計画（ケアプラン）をたてます）

5. **サービスを選びます**

（要支援1・2の方は ⇒ 介護予防サービス *地域包括支援センターが担当します）

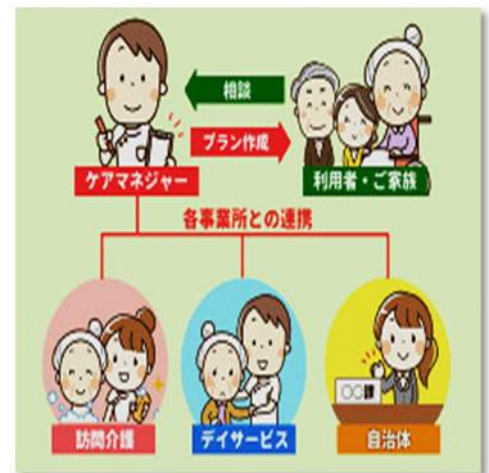
（要介護1～5の方は ⇒ 介護サービスまたは施設サービスなど利用できます）

（非該当の方は ⇒ 鹿角市が行う総合支援事業など利用できます）

6. **サービスを利用します**

（本人または家族がサービス事業者と契約を結び、ケアプランに基づいてサービスを利用します）

（原則として費用の1割は利用者の負担となります）



お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会（Tel22-3188 担当：介護支援専門員（ケアマネジャー））まで、ご相談ください。